

NPO 法人ひの市民活動ネットワーク会員規約

(会員規約の適用)

第1条 この規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。

(会員)

第2条 会員は、当法人の定款において定められた次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人及び団体であり、総会での議決権を持つ。
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する個人及び団体並びに企業であり、総会での議決権は持たないが、総会で参考意見を述べることができる。
2. 会員は当法人の事業又は活動に参加し、会報、事業報告等の情報を受けることができる。

(入会)

第3条 入会を希望するものは、所定の入会申込書により、書面または電磁的方法をもって理事長に申し込むものとする。

2. 理事長は、申込みがあったとき、理事会での承認を得て、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会申込の拒絶)

第4条 入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第5条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
 - (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
2. 会員資格有効期間の起算日は、理事会での承認の日とする。
3. 会員資格は、第8条で定める方法により継続することができる

(年会費)

第6条 会員は、年会費を納入しなければならない。

2. 年会費の金額を以下のとおりにする。

正会員（団体）	3 0 0 0 円
正会員（個人）	1 0 0 0 円
賛助会員（団体）	1 口 1 0 0 0 円（3 口以上）
賛助会員（個人）	1 口 1 0 0 0 円（1 口以上）

（抛出金品の不返還）

第 7 条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。ただし、理事会が特に必要と認めたときは、返還することができる。

（会員資格の継続）

第 8 条 会員資格有効期間が満了する場合には、事務局が書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2. 会員資格は、会員が事務局に更新を伝えることにより継続されるものとする。

（会員の氏名及び名称等の変更）

第 9 条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

（退会）

第 1 0 条 退会を希望する会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって理事長に提出して、任意に退会することができる。

（会員資格の喪失）

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）会員である個人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して 1 年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- （4）除名されたとき。

（除名）

第 1 2 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- （2）当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- （3）当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき

(会員の名称等の公開)

第13条 当法人は、会員の名称に関して、以下の方法により公開することができる。

- (1) 当法人のホームページへの掲載
 - (2) 当法人の活動紹介資料などへの掲載
 - (3) その他合理的な方法を用いた掲載
2. 会員は、当法人に対して通知することにより当該会員の名称の公開を差し止めることができる。

(個人情報の保護)

第14条 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却、または、その内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表したり、政治活動や宗教活動等のために利用してはならない。

2. 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、第13条で定められた規定と次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
 - (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
 - (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
 - (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合
3. 退会した場合または会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、前項の規定は有効に存続するものとする。

(会員規約の変更)

第16条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、または追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

(附則) この規約は2024年年7月8日より施行する。